

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

### 行動計画

本会はすべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2. 内 容

目標1：フルタイム労働者の所定外労働時間の平均を毎月10時間未満とする。  
あわせて、休日勤務の削減に取り組む。

#### ●取組内容

令和7年4月～

- ① 所定外労働時間及び休日勤務の状況調査実施。
- ② 週に1日ノー残業デーを設定し、所定外労働の削減に取り組む。  
ノー残業デーにやむを得ず労働する場合は、別の日への振替を推奨する。  
また、所定外労働については、課内での偏りがでないよう、適宜調整を行う。
- ③ 就業時間内に業務を終わらせるよう、呼びかけを行い意識付けをする。  
また、打ち合わせは、終了時刻を設定の上、効率的に実施する。
- ④ 休日勤務については、本会服務規則に従い、同一週内への振替を原則とする。

令和7年5月～

- ⑤ 前月の所定外労働時間及び休日勤務の状況を全職員へ周知する。
- ⑥ 管理職は、課の状況把握、業務の不均衡等の問題点の洗い出し及び改善へ取り組む。

令和8年4月～

- ⑦ 前年度の状況把握・計画の見直し（その後①～⑦を繰り返す）

令和12年1月～

- ⑧ 取り組み結果の分析及び分析を踏まえた次期行動計画の策定

目標 2：計画期間における男性の育児休業の平均取得率を 60%以上とする。

●取組内容

令和 7 年 4 月～

- ① 休暇制度周知リーフレットを作成・全職員へ配布し、育児・介護休業等に対する理解・取得促進の働きかけをする。  
併せて、課長会議等を通して、管理職に対し周知を行う。
- ② 対象者に対して個別に説明を行い、取得促進を行う。

目標 3：年次有給休暇の取得率を段階的に向上させ、令和 11 年には全職員、年間付与日数の 50%以上を取得する。

●取組内容

令和 7 年 4 月～

- ① 毎月の年次有給休暇取得状況を全職員へ周知

令和 7 年 7 月～

- ② 夏季休暇取得期間（6 月～10 月）に積極的に年次有給休暇を取得するよう呼びかけ
- ③ 年次有給休暇の取得日数が少ない職員に対し、管理職から声掛け

令和 8 年 4 月～

- ④ 前年度の取得日数を全職員へ周知
- ⑤ 計画の見直し（その後①～⑤を繰り返す）

令和 12 年 1 月～

- ⑥ 取り組み結果の分析及び分析を踏まえた次期行動計画の策定